

むさしのフロントあさか ロゴマーク 使用ガイドライン

作成日:平成29年3月15日

改定:平成30年4月1日

#### はじめに

「むさしのフロントあさか」のロゴマーク(ロゴタイプ・シンボルマーク)は、朝霞市の魅力を広く 内外にアピールするためにつくられたものです。

朝霞市の PR、産品、店舗、事業所等の PR、販路拡大など朝霞市の認知度向上および産業振興を目的とした活動に幅広くご使用いただけます。

#### 使用の手続き

ご使用には申請書の提出が必要です。

まずは、本ガイドラインをご確認いただいた上で、

申請書を下記よりダウンロードしてお手続きください。



むさしのフロントあさか ダウンロード先

http://www.city.asaka.lg.jp/site/musashino-front-asaka/

#### こんな場合、申請はいりません

個人的な使用・・・営利を目的としない個人やグループの活動でロゴマークを使用する。

例) 個人の SNS にロゴマークを使用する。

個人で楽しむため、ロゴマークを使ったキーホルダーを身内にプレゼントする。

※ユニフォームやポスター等の物品を製作する場合は申請が必要です。

報道目的での使用・・・朝霞市について伝える記事や番組でロゴマークを新聞、雑誌、TV、インターネットその他媒体で使用する。

## こんな場合、申請が必要です

事業目的の使用・・・ロゴマークを使用した商品、ノベルティ、パッケージや広告物を製作、販売、配布する。<br/>
例) ロゴマークを使用した PR グッズを制作、配布 (有償・無償)、販売する。

その他、申請必要の有無について、不明な点等ありましたらお問い合わせください。

#### 使用申請書には現物または見本等を添付してください。

- ・申請書には、原則商品 (見本)の現物を添付 (郵送または窓口提出等)してください。現物の添付が難しい場合には、その写真、デザイン案及び商品の仕様書など、ロゴマークをどのように使用するのか具体的にわかるものが必要です。
- ・使用期間満了後において、商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容(使用品の名称、使用・製作数)を変更しない限り、申請書の再提出は不要です。在庫がなくなるまでご使用ください。
- ・使用期間中においても、商品等の使用・製作数やデザイン等の変更を行いたい場合は、改めて使用申請書をご提出ください。

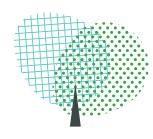
## シンボルマーク(のびねこ、けやき)にはロゴタイプ、またはTMを表記してください。

シンボルマークの使用にあたっては、原則として使用ツールのいずれかの場所に和英文表記いずれかのロゴタイプを表記してください。ただし、スペース等の関係で、表記が難しい場合は、「TM 朝霞市」又は「TM ASAKA」、の表記をもって代えることができます。詳しくはお問い合わせください。

(表記例)



むさしの フロント むさか



MUSASHINO FRONT ASAKA



™朝霞市 ™ASAKA

#### 留意事項

- 1. 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、朝霞市は一切の責任を負いません。
- 2. 使用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにし、関係法令を遵守するとともに消費者等に誤認や誤解を与えないようにすること。
- 3. 使用許諾は、朝霞市が著作権を有するロゴマークのイラストを使用することを許可するものであり、使用許諾を受けた者に権利は発生しません。

#### 使用許諾できない場合

- 1. 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- 2. 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- 3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77 号) 第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が使用 する場合
- 4. 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- 5. 風俗営業等の規則及び業務の正当化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行うものが使用する場合
- 6. デザインの変形やその他イラストの使用が適当ではないと認められる場合

お問い合せ・申請書の提出先

**〒35Ⅰ-850Ⅰ** 

埼玉県朝霞市本町|丁目|番|号

朝霞市市長公室シティ・プロモーション課

TEL:048-463-IIII(内線 2348) / 048-423-324I(直通)

FAX: 048-467-0770

E-mail: city\_promotion@city.asaka.lg.jp

むさしのフロントあさか ロゴマーク デザイン使用ガイドライン

### むさしのフロントあさか ロゴタイプ

朝霞市のみずみずしい風景や自然環境を樹々の若葉のグリーン、空のブルーに託したロゴデザインです。健全で豊かなコミュニケーションや年齢を問わない親しみやすさを追求したものです。

基本カラーの他、朝霞市を象徴するニンジンを オレンジのカラーへと託したカラー2、モノクロ 表示も用意しました。

それぞれ表示スペースの条件やデザインに応じて 使い分けてください。

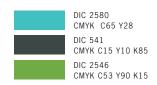
ロゴタイプは和文、英文のそれぞれ基本形の他、 ヨコ組み、シンボルマークとのセットロゴが用意 されています。

ロゴデータは本ガイドライン掲載のもの、または 公式サイトからダウンロードした正規のものを ご使用ください。

#### ロゴタイプ 基本形 (和文)

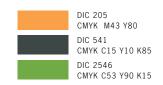


基本カラー



むさしのフロント

カラー 2



#### ロゴタイプ ヨコ組み (和文)

むさしの フロント 本さか

#### むさしのフロントあさか ロゴタイプ モノクロ表示

ロゴタイプ 基本形(和文)



むさしの フロント **むさか** 

モノクロ (反転)

K 100
K 80
K 55

モノクロー

K 100

モノクロ2

WHITE

ロゴタイプ ヨコ組み (和文)

モノクロー

むさしの フロント 本さか

モノクロ2

むさしのフロント むさか

モノクロ反転

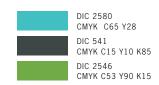
むさしのフロント むさか

## むさしのフロントあさか ロゴタイプ (英文)

ロゴタイプ 基本形 (英文)

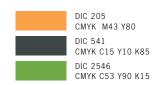


基本カラー





カラー 2



ロゴタイプ ヨコ組み (英文)

基本カラー

MUSASHINO FRONT ASAKA

MUSASHINO FRONT ASAKA

## むさしのフロントあさか ロゴタイプ (英文) モノクロ表示

ロゴタイプ 基本形 (英文)

FRONT ASAKA

MUSASHINO MUSASHINO FRONT ASAKA

MUSASHINO FRONT ASAKA







モノクロ (反転)

ロゴタイプ ヨコ組み (英文)

モノクロ I

MUSASHINO FRONT ASAKA

モノクロ2

MUSASHINO FRONT ASAKA

モノクロ反転

MUSASHINO FRONT ASAKA

#### むさしのフロントあさか シンボルマーク くのびねこ>

自然環境と利便性のグッドバランス。その 調和がもたらす、朝霞市の暮らし心地。 のびねこのシンボルマークは、包容力あふ れる「武蔵野」の懐で伸びやかに成長する 生命の存在を表現しています。

デザインは基本形、展開系の2種類が用意 されています。それぞれ表示スペースの条件 やデザインに応じて使い分けてください。

シンボルマークは本ガイドライン掲載の もの、または公式サイトからダウンロード した正規のものをご使用ください。

シンボルマーク のびねこ



基本形 カラー・モノクロ 共通





カラー・モノクロ 共通



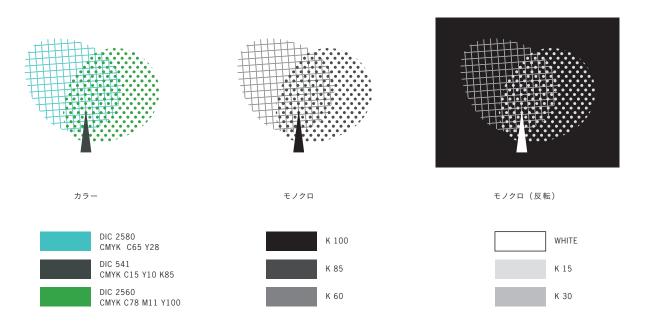
#### むさしのフロントあさか シンボルマーク くけやき>

大樹の幹から広がる 2 種類の若葉によって、 朝霞市の自然環境と利便性の両方を象徴的に 表現しています。丸い点は自然環境、交差する 線はコミュニティの広がりを表現しています。

デザインはカラー、モノクロと用意されています。それぞれ表示スペースの条件やデザインに応じて使い分けてください。

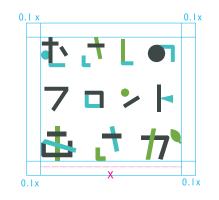
シンボルマークは本ガイドライン掲載のもの、 または公式サイトからダウンロードした正規 のものをご使用ください。

#### シンボルマーク けやき



## ロゴタイプのアイソレーション (保護エリア)

ロゴマークの表示は独立性、識別性をもって行うことが重要です。そのため、保護領域内は 余白を保ち、濃い背景色や模様などは入れないでください。









#### 最小使用サイズ



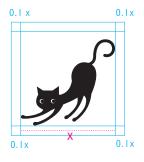


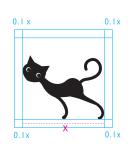


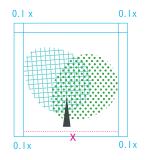


# シンボルマークのアイソレーション (保護エリア)

シンボルマークの表示は独立性、識別性をもって行うことが重要です。そのため、 保護領域内は余白を保ち、濃い背景色や模様などは入れないでください。







## 最小使用サイズ







シンボルマーク+ロゴタイプの組み合わせ

シンボルマークとロゴタイプは組み合わせてお使いいただくことができます。 基本形は下記の通りです。基本形以外にも目的に応じて組み合わせ方は自由に変 更することができます。表示スペースの条件やデザインに応じて使い分けてください。













むさしの フロント 歩さか





## ブランドプロミス

シンボルマークとロゴタイプ以外に、「武蔵野らしさ」を創造することを通じてその価値を未来へ と引き継いでいくことへの願いを込めた、ブランドプロミスマークをお使いいただけます。

## MUSASHINO FRONT ASAKA

わたしたちは武蔵野を 守り、つくり、楽しむ活動を すすめていきます。

## MUSASHINO FRONT ASAKA

わたしたちは武蔵野を 守り、つくり、楽しむ活動を すすめていきます。

## MUSASHINO FRONT ASAKA

わたしたちは武蔵野を 守り、つくり、楽しむ活動を すすめていきます。

# MUSASHINO FRONT ASAKA

わたしたちは武蔵野を 守り、つくり、楽しむ活動を すすめていきます。

カラーI



カラー 2



カラー 3



モノクロ



アイソレーションエリア



最小サイズ



#### 使用禁止例

ロゴタイプ、シンボルマークは朝霞市のイメージを発信するためにご使用ください。改変や色を変えるなど、下記の例を参考に イメージを損なう使い方は避けてください。下に示す例以外でも、印象を損なう展開は行わないよう心がけてください。

変形をしない

一部の大きさや位置を変えない

指定色以外で使用しない

書体を変えて表示しない

ぼかしや影をつけない











文字などを重ねない

最小余白内に他の要素を表示しない

指定以外の表現をしない

識別しにくい背景で表示しない

他のデザインを加えない











使い方で迷った場合はお問い合わせください。

## 使用例

むさしのフロントあさかのロゴマーク(ロゴタイプ・シンボルマーク)は、商品のパッケージやグッズ、広告、SNSアプリなど さまざまな媒体で無料でご使用いただけます。(朝霞市のPR、産品、店舗、事業等のPRにつながると認められる場合に限ります。) 本ガイドラインに従い公式ホームページよりダウンロードしてご使用ください。 なお、ご使用状況とその効果に関する簡単なご報告をお願いしています。



# MUSASHINO FRONT ASAKA

むさしのフロントあさか ロゴマーク 使用ガイドライン

作成日:平成29年3月15日 | 改定:平成30年4月1日

お問い合せ・申請書の提出先 〒351-8501

埼玉県朝霞市本町I丁目I番I号

朝霞市市長公室シティ・プロモーション課

TEL:048-463-IIII(内線 2348) / 048-423-324I(直通)

FAX: 048-467-0770

E-mail: city\_promotion@city.asaka.lg.jp

ダウンロード http://www.city.asaka.lg.jp/site/musashino-front-asaka/

本ガイドラインに記載された内容は予告なしに変更されることがあります。